

新刊



都市計画法 100 年、新都市計画法から 50 年余、区画整理や再開発に住民の声は反映されたか。区画整理・再開発対策全国連絡会議は、50 年にわたり区画整理・再開発における住民運動の連絡組織として活動してきた。その経験を通して、住民の住み続ける権利をどう守るか、まちづくりにつなげるか、公共性や共同性に立脚した「住民主権のまちづくり」を提唱する。。

NPO 法人区画整理・再開発対策全国連絡会議編  
岩見良太郎・波多野憲男・島田昭仁・今西一男・  
遠藤哲人著 定価（本体 1600 円＋税、送料）  
自治体研究社発行 03・3235・5941  
アマゾン、セブンネットショッピングその他書店扱い。

連絡会議事務局  
でも扱っていま  
す。  
会員特価、1500  
円（税、送料共）

〔目次より〕

- 1 区画整理・再開発における共同性とまちづくりの可能性  
●岩見良太郎
  - 2 住民運動が問う都市計画の「公共性」 ●波多野憲男  
——都市計画の民主主義を求めて
  - 3 『区画・再開発通信』に見る「公共観」の変遷 ●島田昭仁  
——20 世紀から 21 世紀にかけて何が変わったか
  - 4 区画整理住民運動と地域空間の自主的コントロール ●今西一男  
——共同性を模索した 50 年
  - 5 区画整理と未完の小住宅地対策 ●遠藤哲人  
——土地利用のライフサイクルと制度の永続性との狭間で
- 付録 区画整理・再開発対策全国連絡会議 50 年史概要版

## 私がお伝えしたかったこと

▼**岩見良太郎** 土地区画整理・市街地再開発は、土地権利者による共同開発という、ユニークな特性をそなえている。住民主権のまちづくりは、こうした共同性を基礎にはじめて成立するが、それがただちに、住民主権のまちづくりの実現をもたらすわけではない。共同性は、開発利益共同性・都市計画共同性・まちづくり共同性の三つが区別されねばならない。もちろん、我々が目指すのは、もっとも高度な公共性をそなえた、まちづくり共同性である。しかし、それは単に、開発利益共同性の制限、都市計画共同性の民主化として、成立するのではない。それは、都市計画の意味論的転回、筆者のいう場のまちづくりと結合したとき、はじめて実現されるのである。

▼**波多野憲男** 住民主権の「まちづくり」は都市計画事業として施行される区画整理事業や再開発事業に直面した都市計画の民主主義を追求する住民運動の主張である。都市計画が日本国憲法の保障する人びとの「居住の自由」に関わる土地所有権・土地利用権に「公共」が介入する現実から生まれた主権者「住民」の主張である。

日本国憲法のもとで成立した1968年都市計画法は、都市計画の目的に「公共の福祉の増進」を掲げ、それまで適用されていた1919年旧都市計画法から「法の基本理念」を転換した。旧来の「公」ため、「公共の利益」から人びとの「住民としての人間らしい生活」の享有を目指したものであることを旧法と比較して指摘し、都市計画の「公共の福祉」と住民主権の「まちづくり」との相互関係に論及した。

▼**島田昭仁** 第3章では『区画・再開発通信』を通して19世紀から20世紀にわたる何十年分の膨大なテキストをデータとし、そこから何らかの時代的变化をあぶり出すためにテキストマイニングの最先端技術を用いた。複数の連関する頻出単語の変化から時代の変化を探り当てることは簡単のように見えて実は難しい。筆者は約10年前から京都の起業家とともに開発した汎用ソフト「ぱっとマイニング」を使い、それを簡単にやってのけている。そして1993年頃から住民主権のまちづくり待望論が高まっていたことを突き止めた。1995年の大震災をもってNPO元年だと言う学者もいるが、まちづくりに関しては全く別で、むしろそれ以前の新自由主義への反発であったたことを発見した。

▼**今西一男** 区画整理・再開発対策全国連絡会議50年の歴史のなかで、区画整理住民運動は自ら地域空間の自主的コントロールを実現するに至ったのか。住民運動は都市計画行政との対抗関係のなかで共同性を獲得するよう見られている。しかし、行政と住民との関係性の変化や、事業の減少が見られる現在、自ら私的所有の調整までを意図した運動展開が求められている。

本章ではそうした住民運動の系譜を年代、そして事業目的から分類し、地域空間の自主的コントロールを実現できた、あるいは実現できなかった事例の示唆をまとめている。これからの住民による「まちづくり」や都市計画にとって有用な経験を整理するとともに、区画整理住民運動の展開を知る上でも参考になる。

▼**遠藤哲人** 小稿は、区画整理、都市計画技術者にお考えいただきたく書き起こした。筆者は、土地区画整理制度は、本来、住民のまちづくりに活用できる技術だと考えている。区画整理はこの半世紀、住民運動と向き合いながら重要な技術的発展があったと思う。しかしなお「小住宅地の減歩・清算金緩和」、「区画整理における生産緑地の扱い」などが社会的な制度として確立されているとはいえない。なぜなのか。何が欠けているか。「土地利用のライフサイクル」と「土地処分」との関係を考える視点から「照応の原則」（宅地の交換・分合・減歩の原則）を再度、考えてみたい。各地に散見される新たな試みなども視野に入れて、住民のまちづくりと区画整理について考えてみたい。